

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等（二件）……………（環境局総務部環境政策課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…八
 - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）…九
 - 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…九
- 訓令（教）
- 東京都教育委員会職員服務規程の一部改正……………二
 - 東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正……………二
- 規則（人）
- 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則……………二

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

●東京都告示第九百四十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十八条の規定に基づき、八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月五日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

- 中央区
- 八重洲一丁目、八重洲二丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋兜町、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、新富一丁目、新富二丁目、日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目及び日本橋茅場町三丁目の区域
- 千代田区
- 丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目及び皇居外苑の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 八重洲二丁目北街区再開発準備組合
- 理事長 住友生命保険相互会社
- 不動産部長 藪木 浩

- 三 対象事業の名称及び種類
- 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業
- 高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区八重洲二丁目に高層建築物の複合施設を整備するものであり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

- (一) 期間
- 平成二十七年六月五日から平成二十七年七月六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- (二) 時間
- 午前九時三十分から午後四時三十分まで
- (三) 場所
- ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課
- イ 千代田区九段南一丁目二番一号
- ウ 中央区環境土木部環境政策課
- エ 中央区築地一丁目一番一号
- オ 東京都環境局総務部環境政策課
- カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年七月二十一日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、東京都環境影響評価条例施行規則に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)であり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査等を行った。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>①工事の施行中 【建設機械の稼働】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は最大0.070ppmで、環境基準(0.06ppm)を上回り、寄与率は33.9%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は最大0.065mg/m³で、環境基準(0.10mg/m³)を下回り、寄与率は22.0%以下である。 予測は建設機械が全台数同時に稼働するものとして行ったが、実際の稼働はこの状況を下回るものと考えられる。従って工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細な検討を行い、建設機械の稼働台数の削減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械や燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械をできる限り用いることなどにより、建設機械の稼働に伴う濃度の低減に努める。 【工事用車両の走行】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は幹線道路で0.052～0.056ppm、支線道路で0.051～0.053ppmであり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路で0.7%以下、支線道路で0.3%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は幹線道路、支線道路ともに0.053mg/m³であり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路、支線道路ともに0.1%未満である。</p> <p>②工事の完了後 【関連車両の走行】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は幹線道路で0.051～0.054ppm、支線道路で0.051ppmであり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路で0.9%以下、支線道路で1.7%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は幹線道路、支線道路ともに0.053mg/m³であり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路、支線道路ともに0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.051ppmで、環境基準を下回り、寄与率は0.2%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.053mg/m³で、環境基準を下回り、寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.048ppmで、環境基準を下回り、寄与率は5.1%以下である。</p>

※：関連車両＝工事の完了後(供用後)に、本事業に出入りする交通量

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>①工事の施行中 【建設機械の稼働】 工事区域敷地境界における最大騒音レベル(79dB)は、「指定建設作業に適用する騒音の報告基準値」(80dB)を下回る。 工事区域敷地境界における最大振動レベル(69dB)は、「指定建設作業に適用する振動の報告基準値」(70dB)を下回る。 【工事用車両の走行】 工事用車両が走行する時間(7～19時)を含む昼間の道路端の騒音レベルは、幹線道路で67～71dB、支線道路で63～65dBであり、一部の地点で環境基準値を上回るが、その他の地点は環境基準値以下である。上回る地点の工事用車両の走行による増加騒音レベルは1dB未満(0.2dB以下)である。 工事用車両が走行する時間の道路端の最大振動レベルは、幹線道路で昼間：36～51dB、夜間：32～49dB、支線道路で昼間：35～38dB、夜間：23～26dBであり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき「日常生活等に適用する規制基準値」(昼間65dB、夜間60dB<第二種区域>)を下回る。</p> <p>①工事の完了後 計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外(商業地域)であり、計画地の西側敷地境界から約700m以上で規制対象区域(第一種住居地域)がある。計画建物による冬至日における日影時間は、この規制対象区域において1時間未満であり、日影規制(3時間)を満足している。 なお、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設等のうち、計画建物の日影を及ぼす可能性がある皇居外苑・皇居東御苑、堀留児童公園、久松小学校・久松幼稚園、久松児童公園に對する計画建物の日影は1時間未満である。</p> <p>①工事の完了後 計画建物により、計画地の南西方向の一部の地域において地上デジタル放送の遮へい障害、計画地の北北東～北東方向の一部の地域において衛星放送の遮へい障害が生じると考えられるが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、CATVの活用等の適切な障害対策を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じるため、テレビ電波の受信障害は発生しないと考える。</p>
3. 日影	
4. 電波障害	
5. 風環境	<p>①工事の完了後 計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境の変化の程度は、ほとんどの地点で建設前と同程度の風環境を維持すると考える。一部の地点では、風環境の領域が上がる(平均風速が大きくなる)が、その変化後の風環境は領域B、または領域Cであり、領域Dの出現はない。 以上のことから、計画地周辺の土地利用は低中層市街地相当と中高層市街地相当が共存した状況にあり、評価の指標とした風環境に對しては、計画地から離れたお、計画地周辺における風の影響に特に配慮すべき施設は、計画地から離れており、影響を及ぼすことはないと考えられる。</p> <p><評価の指標における領域区分> 領域A：住宅地相当(住宅地で見られる風環境) 領域B：低中層市街地相当(領域Aと領域Cの中間的な街区で見られる風環境) 領域C：中高層市街地相当(オフィス街で見られる風環境) 領域D：強風地域相当(好ましくない風環境)</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>①工事の完了後 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画建築物の最高高さを考慮すると高層部については、周辺において主要な景観構成要素になり、計画建築物を含む周辺の既存建築物・建築物群により構成されるまじりのあるスカイラインが形成されるものと考えられる。 主要な幹線道路である外堀通りや八重洲通りに面する低層部については、商業用途とすることでにぎわいの連続性を創出するとともに、高さ概ね30mを意識したデザインにすることでにより、周辺の既存建築物と連続・調和した表情線が形成し、一体感のある通り景観が形成されるものと考えられる。 計画建築物の用途としては、業務、商業、宿泊、交流、教育、バスターミナル等が複合されており、多様な機能を持つ都市拠点として、にぎわいのある街並みが形成されるものと考えられる。 以上のことから、計画建築物の存在により、周辺の既存建築物と一体となって、東京都心として高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されるものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 遠景域や中景域の眺望地点からは、計画建築物(高層部)が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物として認識され、周辺の既存建築物と連続したまじりのあるスカイラインを形成し、景観が大きく変化することはないと考える。 近景域の眺望地点からも、計画建築物(高層部)が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物として認識され、計画建築物の存在により、周辺の既存建築物と一体となって、東京都心として高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されるものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地周辺の計画建築物近接部では、既に現況において既存建築物により圧迫感を感じやすい状況にあり、工事の完了後には計画建築物が新たな建物として認識され、圧迫感の指標となる形態率が約3.8～11.0%増加する。 このため、計画建物については、高層部を低層部からセットバックする、壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつける、色彩は色彩基準に適合し、外装は周辺の既存高層建築物と調和するよう、透明感や軽快さを表現したデザインを主体として、周辺景観との調和を図ることなどにより、圧迫感の軽減に努める。</p>

●東京都告示第九百四十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月五日

東京都知事 舛添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

- 中央区
 - 八重洲一丁目、八重洲二丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、新富一丁目、築地一丁目、築地四丁目及び築地五丁目の区域
- 千代田区
 - 丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、有楽町二丁目及び皇居外苑の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京駅前八重洲一丁目東地区市街地再開発準備組合
 理事長 加藤 一男

<p>中央区八重洲一丁目七番十三号</p> <p>三 対象事業の名称及び種類 東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業 高層建築物の新築</p> <p>四 対象事業の内容の概略 対象事業は、中央区八重洲一丁目到高層建築物の複合施設を整備するものであり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。</p> <p>五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要 事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。</p> <p>六 評価書案の縦覧</p> <p>(一) 期間 平成二十七年六月五日から平成二十七年七月六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>(二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(三) 場所</p> <p>ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課 千代田区九段南一丁目二番一号</p> <p>イ 中央区環境土木部環境政策課 中央区築地一丁目一番一号</p> <p>ウ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階</p>		<p>エ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎 三階</p> <p>七 都民の意見書の提出</p> <p>(一) 提出方法 持参又は郵送</p> <p>(二) 記載事項 ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地） イ 対象事業の名称 ウ 環境の保全の見地からの意見</p> <p>(三) 期限 平成二十七年七月二十一日</p> <p>(四) 提出先 東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、東京都環境影響評価条例施行規則に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域の特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)であり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>①工事の施行中 【建設機械の稼働】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は最大0.084ppmで、環境基準(0.06ppm)を上回り、寄与率は50.5%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は最大0.076mg/m³で、環境基準(0.10mg/m³)を下回り、寄与率は35.2%以下である。 予測は建設機械が全台数同時に稼働するものとして行ったが、実際の稼働はこの状況を下回るものと考え、従って工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、建設機械の稼働台数の削減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械や燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械をできる限り用いることなどにより、建設機械の稼働に伴う濃度の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は幹線道路で0.051～0.056ppm、支線道路で0.052～0.053ppmであり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路、支線道路ともに0.6%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は幹線道路、支線道路ともに0.053mg/m³であり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路、支線道路ともに0.1%未満である。</p> <p>②工事の完了後 【関連車両[※]の走行】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は幹線道路で0.051～0.056ppm、支線道路で0.052ppmであり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路で0.8%以下、支線道路で0.6%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.051ppmで、環境基準を下回り、寄与率は0.1%以下である。 浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.053mg/m³で、環境基準を下回り、寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働】 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.047ppmで、環境基準を下回り、寄与率は0.7%以下である。</p>

※：関連車両＝工事の完了後(供用後)に、本事業に出入りする交通量

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>①工事の施行中 【建設機械の稼働】 工事区域敷地境界における最大騒音レベル(80dB)は、「指定建設作業に適用する騒音の報告基準」の基準値(80dB)以下である。 工事区域敷地境界における最大振動レベル(70dB)は、「指定建設作業に適用する振動の報告基準」の基準値(70dB)以下である。 【工事用車両の走行】 工事用車両が走行する時間(7～19時)を含む昼間の道路端の騒音レベルは、幹線道路で66～71dB、支線道路で64～65dBであり、一部の地点で環境基準値を上回るが、その他の地点は環境基準値以下である。上回る地点の工事用車両の走行による増加騒音レベルは1dB以下(0.2dB以下)である。 工事用車両が走行する時間の道路端の最大振動レベルは、幹線道路で昼間：32～39dB、夜間：26～39dB、支線道路で昼間：35～41dB、夜間：29～34dBであり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「日常生活等に適用する規制基準」の基準値(昼間65dB、夜間60dB<第二種区域>)を下回る。</p>
3. 日影	<p>①工事の完了後 計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外(商業地域)であり、計画地の西側敷地境界から約700m以遠に規制対象区域(第一種住居地域)がある。計画建物による冬至日における日影時間は、この規制対象区域において1時間未満であり、日影規制(3時間)を満足している。長時間日影になる地域が少なくなるように配慮したことにより、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設等のうち、計画建物の日影を及ぼす可能性がある皇居外苑・皇居東御苑、堀留町保育園、堀留児童公園に対する計画建物の日影は1時間未満である。</p>
4. 電波障害	<p>①工事の完了後 計画建物により、地上デジタル放送については計画地の南西方向の一部の地域において遮へい障害、南方向の一部の地域において反射障害が、衛星放送については計画地の北北東～北東方向の一部の地域において遮へい障害が生じると考えられるが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、CATVの活用等の適切な障害対策を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じ、影響を解消するため、テレビ電波の受信障害は発生しないと考える。</p>
5. 風環境	<p>①工事の完了後 計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境の変化の程度は、ほとんどの地点で建設前と同程度の風環境(領域A、領域B)を維持すると考える。一部の地点では、風環境の領域が上がる(平均風速が大きくなる)が、その変化後の風環境は領域Bである。また、新たに領域C、領域Dの出現はない。 以上のことから、計画地周辺の土地利用は低中層市街地相当と中高層市街地相当が混在した状況にあり、評価の指標とした風環境に対応していると考ええる。 なお、風の影響に特に配慮すべき施設である計画地南西側約190mの城東小学校等の周辺の風環境は建設前と同様の風環境である。また、計画地東南東側約500mの楓川新橋橋公園、南東側約480mの楓川久安橋公園については、計画地から最も離れた予測地点よりも遠く、最も離れた予測地点は建設前と同じ風環境であることから、これより遠い地点には本事業による影響を及ぼすことはないと考ええる。</p> <p><対応する空間用途の例> 領域A：住宅地相当(住宅地で見られる風環境) 領域B：低中層市街地相当(領域Aと領域Cの中間的な街区で見られる風環境) 領域C：中高層市街地相当(オアシス街で見られる風環境) 領域D：強風地域相当(好ましくない風環境)</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>①工事の完了後 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画建物の景観高さを考慮すると高層部については、周辺において主要な景観要素になり、計画建物を含む周辺の既存建築物・建築物群により構成されるまじりのあるスカイラインが形成されるものと考ええる。 主要な幹線道路である外堀通りや八重洲通りに面する低層部については、商業用途とすることで賑わいの連続性を創出するとともに、周辺の既存建築物を考慮して、壁面位置の連続性に配慮することにより、周辺の既存建築物と連続・調和した表情線を形成し、一体感のある通り景観が形成されるものと考ええる。 計画建物の用途としては、業務、商業、カンファレンス、医療施設、住宅、宿泊、バスターミナル等が複合されており、多様な機能を持つ都市拠点としての賑わいのある街並みが形成されるものと考ええる。 以上のことから、計画建物の存在により、周辺の既存建築物と一体となつて、東京都心としての高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されるものと考ええる。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 遠景域や中景域の眺望地点からは、計画建物(高層部)が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物として認識され、周辺の既存建築物と連続したまじりのあるスカイラインを形成し、景観が大きく変化するものと考ええる。 近景域の眺望地点からも、計画建物(高層部)が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物として認識され、計画建物の存在により、周辺の既存建築物と一体となつて、東京都心としての高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されると考える。 【圧迫感の変化の程度】 計画地周辺の計画建物近接部では、既に現況において既存建築物により圧迫感を感じやすい状況にあり、工事の完了後には計画建物が新たな建物として認識され、圧迫感の指標となる形態率が約1.9～8.8%増加する。 このため、本事業では、敷地境界から計画建物までの継続距離をできる限り確保すること、計画建物の壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつけること、敷地境界にはできる限り中高木による緑化を図ること等の景観保全のための措置を実施し、圧迫感の軽減に努める。</p>

●東京都告示第九百四十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区南千住
四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時
要届出区域

【支点】

支点は、調査対象地
の最北端とする。

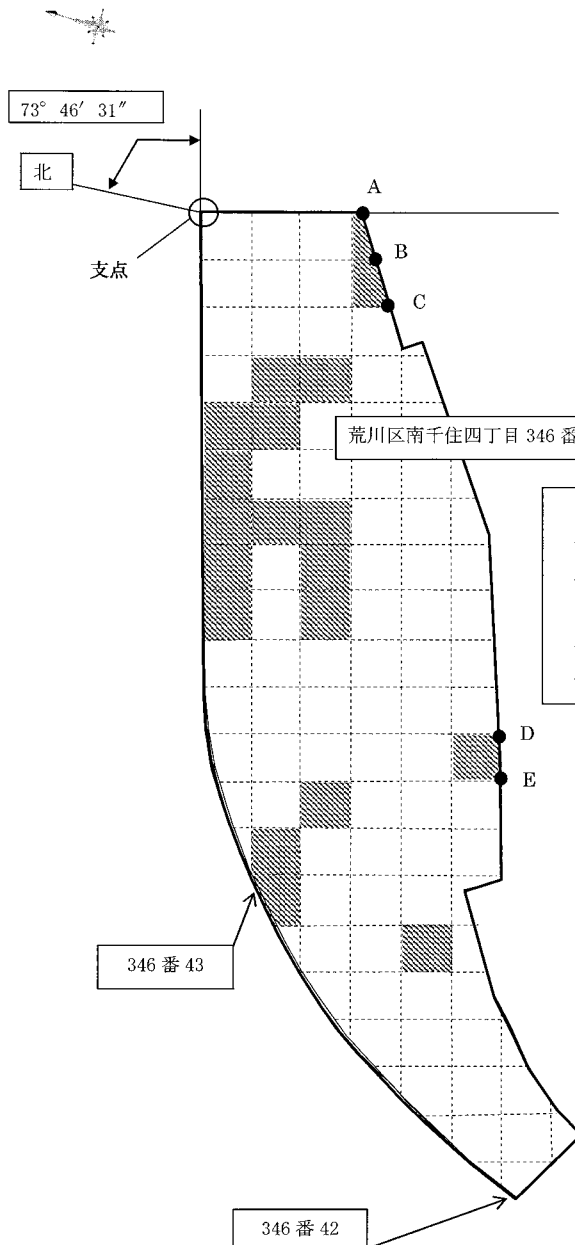
【格子の回転角度(73° 46' 31")】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向
及び南北方向に引いた線並びにこれらと
平行に引いた線により形成された格子を、
支点を中心として、右回りに回転させた角
度を示す

座標値

	X座標	Y座標
支点	-29392.514	-2774.503
A	-29423.389	-2765.835
B	-29428.775	-2774.372
C	-29434.326	-2783.172
D	-29480.563	-2863.455
E	-29483.605	-2872.985

* 支点及び境界点の座標は、測量
法(昭和24年法律第188号)の規定
により、世界測地系座標計算によ
り作成した。



●東京都告示第九百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月五日

東京都知事 外 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人あいある	キッズの森	足立区保木間2-2-1 オオサキ竹ノ塚マンション1階	平成25年3月31日
株式会社フエイト	フエイト	中野区野方1-65 4-201	平成25年6月10日
練馬区	練馬区立こども発達支援センター	練馬区光が丘3-1-1	平成25年10月31日
株式会社HL&E	学習支援ハッシー新宿教室	渋谷区代々木2 15-4 新宿スクエアビル302	平成26年12月26日
社会福祉法人かいゆう	くじらっこ	国立市富1:見台2-3-2 マゾンエクセル1階	平成26年12月31日

●東京都告示第九百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

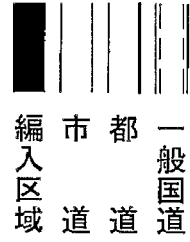
平成二十七年六月五日

東京都知事 外 添 要 一

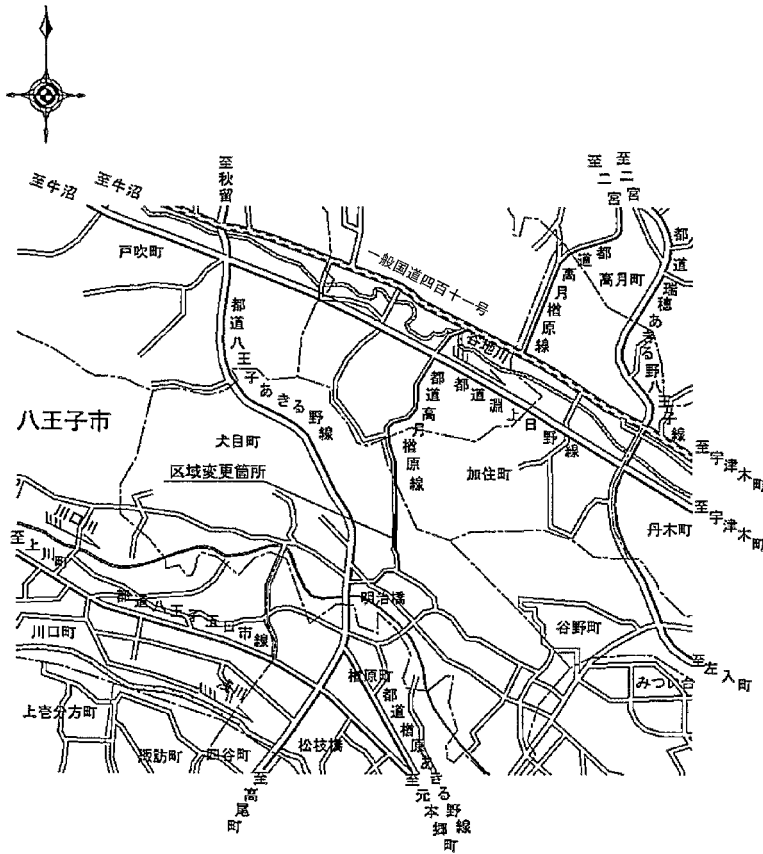
- 一 路線名 高月檜原
- 二 変更の区間 八王子市犬目町五百六十番地内から同所五百六十八番二地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

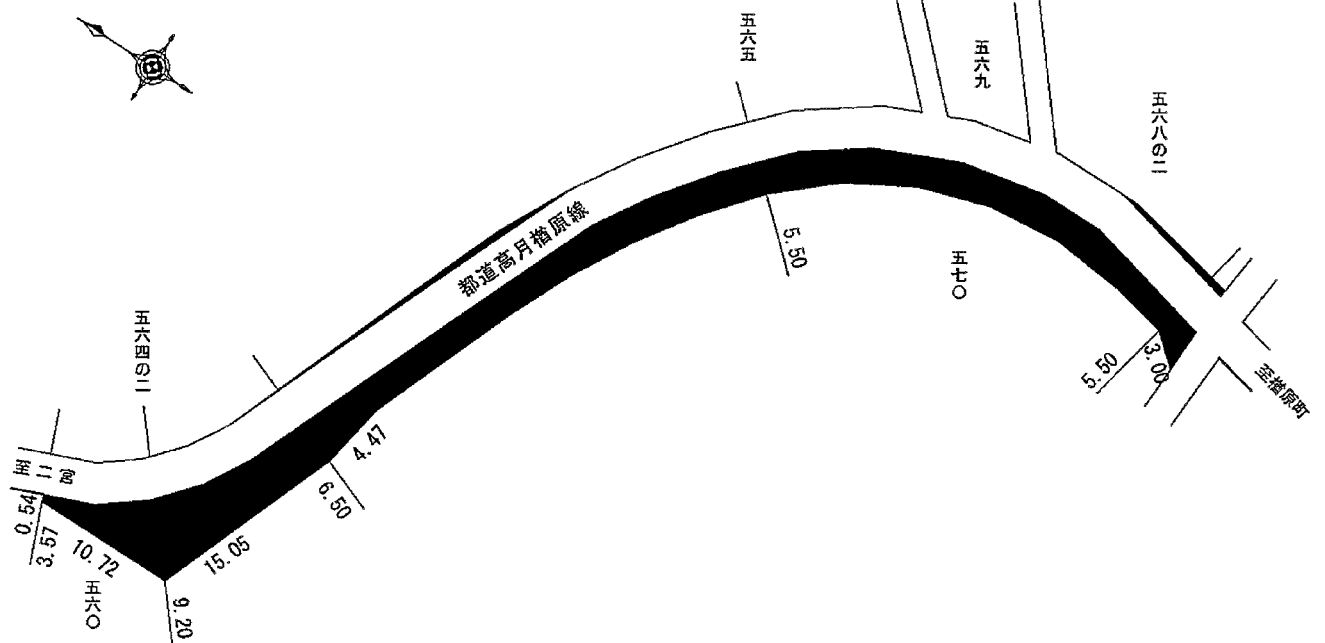
都道高月檜原線区域変更略図
八王子市犬目町地内



延長 九七・二六メートル
面積 二七〇・八六平方メートル



八王子市
犬目町



訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第二十八号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会職員服務規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月五日

東京都教育委員会

第六条中「第二本庁舎並びに」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年六月八日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第二十九号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月五日

東京都教育委員会

第三条中「第二本庁舎並びに」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年六月八日から施行する。

規 則 (人)

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年六月五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十九号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則(昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号及び第四号並びに第九条中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラスキア

三 代表者の氏名

村上 文字

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市花小金井二丁目一番三十一号 花小金井

ハイツー〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、身体的・精神的・社会的健康の実現をめざし事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あきらめない

三 代表者の氏名

前山 亜杜武

四 主たる事務所の所在地

東京都港区北青山三丁目二番五号 NH青山ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、児童養護施設や児童青少年矯正施設に入所している青少年や非行少年に対して、施設への慰問やレクリエーションを実施する事業等を行い、彼らが前向

きな気持ちを持ち、自立した社会生活を送ることができ
る大人になるように導くことを目的とする。(以上原文
のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人LINK

三 代表者の氏名

森 健輔

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区祖師谷一丁目二十五番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、結婚生活で問題を抱え、トラブルに遭遇
している人に対しセミナーを通して知識の共有、当事者
からの相談、当事者へのコンサルティング、当事者へ各
種専門家や士業を紹介することにより一人でも多く問題
やトラブルを抱えている人の不安を減らし、必要な情報
を提供し、対応策を学んでもらうことで、当事者が生き
生きと前向きに暮らせるようになることを目的とする。
さらに、上記事業に関するコンサルタントを育成するこ
とにより、支援活動を加速させることを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本大衆音楽協会

三 代表者の氏名

柴田 良一

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区百人町一丁目五番四号 東都ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、音楽を愛する一般大衆に対して、大衆音
楽の文化的遺産の継承とともに、文化的価値の発展のた
めに教育に務め、大衆音楽を広めていく。そして一般大
衆の生活向上に寄与し、同時に音楽を愛する社会の構築
のために役立つことを目的とする。(以上原文のまま掲
載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面に
添えて、平成二十七年六月五日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年六月五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名
志村3丁目駅前ショッピングセン
ター

二 店舗所在地
板橋区志村三丁目二十六番四号

三 設置者名
フロンティア不動産投資法人

四 設置者住所
中央区銀座六丁目八番七号

五 変更を行う小売業
者の氏名又は名称
株式会社ニトリ

六 変更前の閉店時刻
午後八時。ただし、年間百二十日
に限り午後九時

七 変更後の閉店時刻
午後九時

八 変更日
平成二十七年四月三十日

九 届出日
平成二十七年四月二十八日

十 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十一 縦覧期間
平成二十七年六月五日から同年十
月五日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

行 東 京 都 郵 便 番 号 163-8001 定 価 一 冊 三 〇 〇 円
発 行 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号
電 話 〇 三 (五 三 三 二) 一 一 一 一 (代)
電 話 〇 三 (三 八 二) 五 二 〇 一 (代)